

和歌山県立医科大学薬学部と大阪医科薬科大学薬学部
との間における特別聴講学生交流に関する協定書

和歌山県立医科大学薬学部と大阪医科薬科大学薬学部は、両学部間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、学部学生が相互に必要な教育研究指導を受けることを認めることに合意したので、次のとおり協定を締結するものとする。

1. それぞれの学部が教育上有益と認めたときは、学部学生は相手大学の指導教員のもとで特別聴講学生として、所要の教育研究指導を受けることができるものとする。
2. 特別聴講学生が研究指導を受ける期間は原則1年以内とする。ただし、教育研究上必要な事情があれば、協議の上期間の延長を申請することができる。
3. 特別聴講学生の検定料（入学検定料）、入学金及び授業料は、徴収しないものとする。
4. 両学部は、この協定に基づき受け入れる特別聴講学生の教育研究上必要な施設及び設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。
5. この協定は、両大学の合意（捺印）後から有効とし、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了日の6ヶ月までに、双方から何ら申し出がないときは、この協定は、自動的に5年間延長されるものとし、以後も同様とする。
6. この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両学部協議の上、これを定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 8 年 7 月 8 日

和歌山県立医科大学薬学部長

太田 茂



令和 8 年 7 月 15 日

大阪医科薬科大学薬学部長

浦田 秀仁

